

郡山市スポーツ推進審議会委員選考基準

平成27年4月1日制定

[文化スポーツ部スポーツ振興課]

(趣旨)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定及び郡山市スポーツ推進審議会条例(平成元年郡山市条例第18号。以下「条例」という。)第2条並びに郡山市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成14年7月制定)第4に基づき委員を選考するため、必要な事項を定める。

(選考対象及び人数)

第2条 条例第2条の委員13人の選考対象は、次によるものとする。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 学識経験者

- ア 郡山市体育協会
- イ 郡山市スポーツ推進委員会
- ウ 郡山市スポーツ少年団本部
- エ 郡山市スポーツレクリエーション協会
- オ 郡山医師会
- カ 郡山市小学校長会
- キ 郡山市中学校長会
- ク 郡山市PTA連合会
- ケ 県南高等学校体育連盟
- コ その他教育委員会が必要と認める者

(3) 前2号に定める選考対象に係る選考人数の合計は、11名とする。

(4) 委員のうち2名は公募により選任する。この場合において、公募による委員が2名に満たないときは、その欠員分を第1号又は第2号に定める選考対象の中から選任することができるものとする。

(選考基準)

第3条 公募委員の選考基準は、別に定める。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。